

検査成績書

発行日 平成25年 08月 28日
第 1-09-02298-001-05-001 号 - 01

住 所	高島市朽木柏341-3		
依頼者名	一般財団法人 朽木むらおこし公社	殿	
担当者名	木村 隆 理事長	様	
試料明細	平成25年度 朽木グリーン・パーク専用水道水質検査業務		

水道法第20条の3 登録機関登録番号第134号
建築物飲料水水質検査登録滋賀県58第1号

〒525-0066 滋賀県草津市矢橋町649番地
株式会社 西日本技術コンサルタント
検査部門責任者 吉川 巧
TEL 077-562-4978 FAX 077-562-9016

採取条件	開始日時	2013/08/06	天 候	晴	特記事項： 現地残留塩素濃度：0.2mg/l
		13:48	気 温	30.2℃	
	終了日時	2013/08/06	水 温	22.1℃	
			受付状況	採取	採取者 清水 宏悦

平成25年08月06日 受付試料の水道法に基づく水質検査の結果を下記の如くご報告します。

項目・単位		検査の対象	浄水 (厨房水)		検査の方法
1	一般細菌	個/ml	0	≤100	平成15年厚労省告示第261号別表1
2	大腸菌	-	不検出	検出されず	平成15年厚労省告示第261号別表2
3	カドミウム及びその化合物	mg/l	0.0003 未満	≤0.003	平成15年厚労省告示第261号別表6
4	水銀及びその化合物	mg/l	0.00005 未満	≤0.0005	平成15年厚労省告示第261号別表7
5	セレン及びその化合物	mg/l	0.001 未満	≤0.01	平成15年厚労省告示第261号別表6
6	鉛及びその化合物	mg/l	0.001 未満	≤0.01	平成15年厚労省告示第261号別表6
7	ヒ素及びその化合物	mg/l	0.001 未満	≤0.01	平成15年厚労省告示第261号別表6
8	六価クロム化合物	mg/l	0.005 未満	≤0.05	平成15年厚労省告示第261号別表6
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/l	0.001 未満	≤0.01	平成15年厚労省告示第261号別表12
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/l	0.50	≤10	平成15年厚労省告示第261号別表13
11	フッ素及びその化合物	mg/l	0.08 未満	≤0.8	平成15年厚労省告示第261号別表13
12	ホウ素及びその化合物	mg/l	0.01 未満	≤1.0	平成15年厚労省告示第261号別表6
13	四塩化炭素	mg/l	0.0002 未満	≤0.002	平成15年厚労省告示第261号別表15
14	1,4-ジオキサン	mg/l	0.005 未満	≤0.05	平成15年厚労省告示第261号別表16
15	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.001 未満	≤0.04	平成15年厚労省告示第261号別表15
16	ジクロロメタン	mg/l	0.001 未満	≤0.02	平成15年厚労省告示第261号別表15
17	テトラクロロエチレン	mg/l	0.0005 未満	≤0.01	平成15年厚労省告示第261号別表15
18	トリクロロエチレン	mg/l	0.001 未満	≤0.01	平成15年厚労省告示第261号別表15
19	ベンゼン	mg/l	0.001 未満	≤0.01	平成15年厚労省告示第261号別表15
20	塩素酸	mg/l	0.07	≤0.6	平成15年厚労省告示第261号別表16の2

備考： 判定；今回実施の検査項目については、すべて水道法水質基準に適合するものであった。
[検査期日；平成25年8月6日～平成25年8月28日]

検 査 成 績 書

発行日 平成25年 08月 28日
第 1-09-02298-001-05-001 号 - 01

項目・単位		検査の対象	浄水 (厨房水)		検査の方法	
21	クロロ酢酸	mg/l	0.002	未満	≦0.02	平成15年厚労省告示第261号別表17
22	クロロホルム	mg/l	0.001	未満	≦0.06	平成15年厚労省告示第261号別表15
23	ジクロロ酢酸	mg/l	0.004	未満	≦0.04	平成15年厚労省告示第261号別表17
24	ジブロモクロロメタン	mg/l	0.001		≦0.1	平成15年厚労省告示第261号別表15
25	臭素酸	mg/l	0.001	未満	≦0.01	平成15年厚労省告示第261号別表18
26	総トリハロメタン	mg/l	0.002		≦0.1	平成15年厚労省告示第261号別表15
27	トリクロロ酢酸	mg/l	0.02	未満	≦0.2	平成15年厚労省告示第261号別表17
28	ブロモジクロロメタン	mg/l	0.001	未満	≦0.03	平成15年厚労省告示第261号別表15
29	ブロモホルム	mg/l	0.001		≦0.09	平成15年厚労省告示第261号別表15
30	ホルムアルデヒド	mg/l	0.008	未満	≦0.08	平成15年厚労省告示第261号別表19
31	亜鉛及びその化合物	mg/l	0.01	未満	≦1.0	平成15年厚労省告示第261号別表6
32	アルミニウム及びその化合物	mg/l	0.02	未満	≦0.2	平成15年厚労省告示第261号別表6
33	鉄及びその化合物	mg/l	0.01	未満	≦0.3	平成15年厚労省告示第261号別表6
34	銅及びその化合物	mg/l	0.01	未満	≦1.0	平成15年厚労省告示第261号別表6
35	ナトリウム及びその化合物	mg/l	4.5		≦200	平成15年厚労省告示第261号別表6
36	マンガン及びその化合物	mg/l	0.001	未満	≦0.05	平成15年厚労省告示第261号別表6
37	塩化物イオン	mg/l	4		≦200	平成15年厚労省告示第261号別表13
38	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	mg/l	27		≦300	平成15年厚労省告示第261号別表6
39	蒸発残留物	mg/l	56		≦500	平成15年厚労省告示第261号別表23
40	陰イオン界面活性剤	mg/l	0.02	未満	≦0.2	平成15年厚労省告示第261号別表24
41	ジェオスミン	mg/l	0.000001	未満	≦0.00001	平成15年厚労省告示第261号別表25
42	2-メチルイソボルネオール	mg/l	0.000001	未満	≦0.00001	平成15年厚労省告示第261号別表25
43	非イオン界面活性剤	mg/l	0.005	未満	≦0.02	平成15年厚労省告示第261号別表28の2
44	フェノール類	mg/l	0.0005	未満	≦0.0005	平成15年厚労省告示第261号別表29
45	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/l	0.3	未満	≦3	平成15年厚労省告示第261号別表30
46	pH値	-	6.7(27.0℃)		5.8~8.6	平成15年厚労省告示第261号別表31
47	味	-	異常を認めず		異常を認めず	平成15年厚労省告示第261号別表33
48	臭気	-	異常を認めず		異常を認めず	平成15年厚労省告示第261号別表34
49	色度	度	1	未満	≦5	平成15年厚労省告示第261号別表36
50	濁度	度	0.1	未満	≦2	平成15年厚労省告示第261号別表41

備考： 判定；今回実施の検査項目については、すべて水道法水質基準に適合するものであった。
[検査期日；平成25年8月6日～平成25年8月28日]